

○国家公安委員会規則第十五号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の二第四項第一号イ及び第六項（同法第九十九条の三第五項において準用する場合を含む。）並びに第九十九条の三第四項第一号イ並びに道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百五十八号）附則第三条第一項ただし書及び第四条第一項の規定に基づき、技能検定員審査等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年七月十五日

国家公安委員会委員長 河野 太郎

技能検定員審査等に関する規則の一部を改正する規則

技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げてい

ないものは、これを加える。